

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さまからお申し出をいただいた際には、以下のお取扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて

お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 入院給付金のお支払いについて

今回の災害を原因としてケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。

また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用状況

適用市町村		法適用日
宮城県	仙台市 石巻市	3月16日

	塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 亶理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町	
福島県	福島市 会津若松市	

郡山市	
いわき市	
白河市	
須賀川市	
喜多方市	
相馬市	
二本松市	
田村市	
南相馬市	
伊達市	
本宮市	
伊達郡桑折町	
伊達郡国見町	
伊達郡川俣町	
安達郡大玉村	
岩瀬郡鏡石町	
岩瀬郡天栄村	
南会津郡下郷町	
南会津郡檜枝岐村	
南会津郡只見町	
南会津郡南会津町	
耶麻郡北塩原村	
耶麻郡西会津町	
耶麻郡磐梯町	
耶麻郡猪苗代町	
河沼郡会津坂下町	
河沼郡湯川村	
河沼郡柳津町	
大沼郡三島町	
大沼郡金山町	
大沼郡昭和村	
大沼郡会津美里町	
西白河郡西郷村	
西白河郡泉崎村	
西白河郡中島村	

西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯館村	
--	--

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディケア生命コールセンター  **0120-315056**

受付時間 【平日 9:00～18:00】

【土日 9:00～17:00】

(祝日・年末年始(12/31～1/3)は除く)

*新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、コールセンターの受付時間が変更となる場合があります。詳細は、弊社ホームページにてご確認願います。